**調剤事前申し合わせ協定**

令和３年３月３０日　作成

令和４年４月１日　改訂

令和５年４月１日　改訂

豊能・三島地区薬薬連携協議会

**１．目的**

豊能・三島地区における病院及び薬局の間で、院外処方箋応需時に生じうる疑義を事前に洗い出し、その取扱いを申し合わせ、明文化した各項目（以下「プロトコル」という。）によりこの疑義を解消させ、照会を減少させることにより、患者の利便性を向上させるとともに、薬学的ケアの充実と医療安全の向上を図る。

**２．プロトコル運用の原則**

プロトコルを運用するにあたっては、以下に従うこととする。

また、薬剤師法の規定により、プロトコルに合致する事例であっても、薬剤師の疑義が解消されない場合には、別途照会しなければならない。

ａ．プロトコルは、調剤事前申し合わせ協定を締結した豊能・三島地区の各市町に存在する病院及び薬局に対して適用する。

ｂ．プロトコルは、医薬品の安定性、生物学的同等性、体内動態、服薬管理の難易度、嚥下能力等を考慮し、アドヒアランス又は薬学的管理が向上する場合に限って適用する。

ｃ．以下に該当する場合は、処方医に確認することなく変更調剤することができるためプロトコルを適応しない。

* 平成24年3月5日付け保医発0305第12号（厚生労働省保険局医療課長通知）（以下「変更通知」という。）に記載されている事項
* 薬価基準に掲載されていない包装規格が処方箋に表示されている場合、処方箋に表示されている包装規格と異なる包装の製剤に変えて調剤すること

例１）ミルタックスパップ30mg（６枚入り）７袋

⇒同パップ30mg（７枚入り）６袋

例２）マイザー軟膏0.05%50g ２本

⇒同軟膏0.05%100g 1本

ｄ．以下に該当する場合は、プロトコルを適応せず、疑義照会の対象とする。

* 処方医より、処方箋の備考欄にプロトコルの適応対象外である意思が明記されている場合
* 麻薬及び覚醒剤原料に係る処方
* 処方オーダの入力操作やシステムに起因する処方箋の不備への対応
* 「後発医薬品への変更不可」の欄にチェックがある場合（「後発医薬品への変更不可」の指示に従う。）
* 「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」として、「保険医療機関へ疑義照会したうえで調剤」「保険医療機関へ情報提供」等の指示がある場合

ｅ．プロトコルに基づいた変更調剤を実施する際には、薬局薬剤師が患者に対し使用方法、価格の変更等を十分に説明し、同意を得る。

　ｆ．プロトコルを適応した処方に関しては、以下のとおり対応する。

・薬歴にプロトコル適用の事実と項目番号を記録するとともに、「変更調剤報告書」を用いて各病院薬剤部にＦＡＸする。

・薬局にて変更調剤を実施した場合、処方箋に本プロトコルに沿った変更であることを示すため、協議会統一の印を備考欄に押印する。

**３．プロトコル運用に係る協議会の位置づけ**

プロトコルを運用した結果、医療機関及び薬剤師会或いは個別の薬局との間で何らかの問題が発生した場合はその当事者によってこれを解決するものとし、いかなる場合であっても協議会はこれに関与しない。

**４．本協定の修正**

本協定（プロトコルを含む。）の修正が必要と認められた場合、協議会にてその是非を検討する他、修正を確定する前に、プロトコルを採用する全医療機関等に情報提供し、その意見を訊くこととする。

＜参考＞

**薬剤師法抜粋**

第二十三条　薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

２　薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

(処方せん中の疑義)

第二十四条　薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。